

「家畜伝染病予防法第 52 条第 1 項の規定に基づく報告の請求」

愛知県告示第 50-3 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 52 条第 1 項の規定に基づき、次のように報告を求める。

平成 31 年 2 月 9 日

愛知県知事 大 村 秀 章

1 実施の目的

豚コレラのまん延の防止のため。

2 報告すべき者

平成 31 年愛知県告示第 50-2 号（家畜等の移動の制限）第 4 項に掲げる区域内の豚又はいのしし（以下「豚等」という。）の所有者

3 報告すべき事項

2 の報告すべき者が所有する豚等に係る農場ごとの毎日の死亡頭数、出荷頭数及び分娩頭数（報告の開始日は、平成 31 年 2 月 9 日）

4 報告書の提出期限等

毎日、前日分を、当該区域を所管する家畜保健衛生所長を経由して提出すること。

5 その他必要な事項

豚等が豚コレラにかかっている疑いがあることを確認した場合は、その旨を直ちに当該区域を所管する家畜保健衛生所長を経由して報告すること。